

随意契約結果(物品供給等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市立西屋内プール南側自動扉修繕	その他	ナブコドア(株)大阪支店	1,232,000円	令和7年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
2	「吉田兼見書状 薬院宛」ほか1点買入	その他	潮音堂	3,355,000円	令和7年9月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—
3	「真田幸村(信繁)自筆書状 2月8日付 壱岐守宛」ほか1点買入	その他	個人	11,000,000円	令和7年9月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—
4	「木下秀吉書状 永禄11年11月23日付 摂州・河州・城州河上中宛」ほか3点買入	その他	(株)思文閣出版	19,099,000円	令和7年9月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立西屋内プール南側自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア（株）大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立西屋内プールに設置されている自動扉について、経年劣化により不具合が生じている部品の取替えを行い機能の回復を行うものである。

本設備は、設置後 21 年が経過し、装置を構成する制御基盤の故障により開閉不良などの動作不良が生じており、当該施設利用者の安心・安全に支障をきたす可能性があるため、故障及び経年劣化した部品の取替えを行い、正常な状態に復旧する必要がある。

なお、本設備は、製造事業者各社によって各部品、部材の形状や仕様が異なるため、関連部品は製造事業者でなければ製作できず、製品の精度やノウハウ、施工要領も異なることから、ナブコドア（株）でなければ修繕を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5148）

随意契約理由書

1 案件名称

「吉田兼見書状 薬院宛」ほか1点買入

2 契約の相手方

潮音堂

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、神道家の吉田兼見が豊臣秀吉の側近に秀吉への嘆願の仲介を依頼した手紙や、伊達政宗が朝鮮出兵のさなかに国元へ近況を知らせた手紙などであり、豊臣時代の歴史にとってきわめて重要で、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考えが、当該資料はそれぞれ1点かぎりの文化財であり、現在、上記の事業者が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6944-1760）

随意契約理由書

1 案件名称

「真田幸村（信繁）自筆書状 2月8日付 壱岐守宛」ほか1点買入

2 契約の相手方

個人

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、大坂の陣で活躍する真田幸村（信繁）が紀州九度山に幽閉中、地元信州の義兄にあて、長い幽閉生活と老い衰えゆく近況についての心情を書きつづった手紙や、同じく九度山に幽閉中の幸村の父昌幸が地元へ送った礼状などである。大坂の陣や豊臣時代の歴史にとってきわめて重要な史料であり、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考えるが、当該資料はそれぞれ1点かぎりの文化財であり、現在、上記の個人が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記の個人と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6944-1760）

随意契約理由書

1 案件名称

「木下秀吉書状 永禄 11 年 11 月 23 日付 摂州・河州・城州河上中宛」ほか 3 点買入

2 契約の相手方

株式会社思文閣出版

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第 2 条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、信長家臣時代の秀吉が大阪府域の河川水運の管理者たちに指示を出した手紙や、薩摩国の領主島津義久が秀吉の天下統一を祝う使者を上洛させるよう琉球国王に要求した書状など、豊臣時代の歴史にとってきわめて貴重なものであり、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考えるが、当該資料はそれぞれ 1 点かぎりの文化財であり、現在、上記の事業者が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6944-1760）